

長南町給食所
調理業務委託企画提案実施要領

令和7年11月
長南町

1. 趣旨

長南町では、児童・生徒の心身の健全な発達を図るため、栄養バランスのとれた給食を提供しております。今後も、安全でおいしい給食を児童・生徒に提供するために、行政運営の枠を超えて業務運営の提案を集り、更なる安全・安心な給食の提供を目指してまいります。

教育の一環として学校給食の意義を理解し、優れた調理技術や衛生管理能力を持った民間企業を選定することを目的とした企画提案を公募型プロポーザル方式により実施し、長南町給食所調理業務の受託者を選考・決定するものとします。

2. 委託内容等

(1) 委託内容

別添「長南町給食所調理業務委託仕様書」に記述する業務及び提案に基づいた内容の業務

(2) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで3年間

(3) 提案上限額（消費税相当額を含む3年間の総額）

長南町給食所調理業務委託

¥100,980,000円

を上限として事業提案書を提出するものとする。

また、後述する提案見積り書を提出する際は、上記提案上限額を超えてはならない。

3. 企画提案の概要

(1) 名称

長南町給食所調理業務委託

(2) 詳細委託内容

別紙、「長南町給食所調理業務委託仕様書」による。

なお、提案記述内容に基づき提出されるものについては、提案価格に含まれるものとする。

(3) 事務局

長南町教育委員会 長南町給食所

〒297-0121 千葉県長生郡長南町長南2105番地

TEL 0475-46-0531

FAX 0475-46-0521

E-mail kyusyoku@town.chonan.lg.jp

(4) 参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たすものとする。

① 長南町指名競争入札参加有資格者に搭載されている者であること。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。

③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の申立てがなさ

れている者でないこと。

- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 千葉県及び長南町から指名停止を受けている者でないこと。
- ⑥ 租税を完納していること。
- ⑦ 学校給食法ほか学校給食関係法令等と熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに文部科学省の「学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）」及び厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年衛食第85号別添、最終改正平成20年食安発第0618005号）」を厳守した業務が遂行できること。
- ⑧ 学校給食センター調理業務において400食以上の実績及び能力を有していること。
- ⑨ 過去5年以内に、食品衛生法に基づく営業処分を受けていないこと。ただし当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適切な衛生対応の確認ができる場合は除く。
- ⑩ 暴力団との関係を有していないこと。
- ⑪ 製造物責任法（平成6年法律第85条）に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している又は加入することが可能な者であること。
- ⑫ 現場説明会に出席したもの。

(5) 募集等のスケジュール

令和7年11月17日（月）	企画提案実施要領等の公告（町HP）
令和7年11月20日（木）	企画提案実施要領及び現場説明会申し込み締切日
令和7年11月26日（水）	企画提案実施要領及び現場説明会
令和7年11月26日（水）	質問受付開始
令和7年12月5日（金）	質問締め切り
令和7年12月12日（金）	質問に対する回答日
令和8年1月9日（金）	参加表明書・企画提案書提出期限
令和8年1月13日（火）	一次審査（書類審査）
令和8年1月15日（木）	一次審査結果通知
令和8年1月30日（金）	二次審査（プレゼンテーション）
令和8年2月3日（火）	最終選考結果通知
令和8年2月上旬	委託事業者の決定
令和8年2月下旬	契約締結

(6) 実施要領及び現場説明会

【日 時】 令和7年11月26日（水） 受付：午後3時00分～
説明会：午後3時10分～

【場 所】 長南町給食所

【留意事項】

- 企画提案実施要領及び現場説明会に参加を希望する事業者は、令和7年11月20日（木）午後4時までに企画提案実施要領等に関する説明会参加申込書（様式1号）により、メールまたはFAXのいずれかの方法で事務局に申し込むこと。
- 参加人数は、1事業者につき2名までとする。
- 説明会の際に企画提案実施要領、仕様書等を持参の事。
- 企画提案実施要領等に関する説明会での質問については、電子メールのみで受付ける。回答については、後日、全参加者に電子メールにて回答する。
- 現地見学会の参加にあたっては、参加者の細菌検査結果の写しを持参すること。
(現地見学会から1カ月以内に実施したもの)
- また、調理場内見学用の白衣・帽子・靴・マスク等は、各自用意すること。

(7) 参加資格要件確認基準日

長南町が参加表明書（様式3号）を受理した日から、本業務受託事業者と委託契約を締結する日までの間とする。

(8) 企画提案に関する質疑

①質問受付期間

- 期 限 令和7年11月26日（水）から令和7年12月5日（金）午後5時
- 受付方法 質問書（様式2号）により、電子メールで事務局に提出のこと。
なお、電子メールについて、下記件名を付して提出のこと。

・件 名 「長南町給食所調理業務委託質問書」

②質問回答日 令和7年12月12日（金）

回答は、電子メールにて全参加者に行う。

（9）参加表明・企画提案書について

・提出期限 令和8年1月9日（金）午後4時まで

※ 期限厳守（遅れた場合、参加は認めない。）

・提出先 事務局

・提出方法 上記提出先に持参又は郵送とする。

（持参以外の方法による場合は、提出期限までに必着のこと。）

① 参加表明について

・提出書類 (ア) 参加表明書（様式3号）

(イ) 会社概要等整理表（様式3号-1）

(ウ) 参加表明書に付隨し、財務諸表の写し（直近の過去2年間分）、法人市民税の未納がないことを証明する書類

・提出部数 1部

②企画提案書について

・提出書類 様式4号から様式12号までの各書類

・提出部数 10部（正本1部、副本9部）

・作成要領 別紙「調理業務委託企画提案実施要領様式集」に従い作成すること。
原則としてA4判・縦型・横書き・左閉じ、フォントサイズ10.5pt（図表は除く）で作成すること。

※副本に関しては社名がわかる記載をしないこと。

③提出方法について

参加表明・会社概要等整理表およびそれに付隨する資料と企画提案書は、それぞれ別のフラットファイルに綴じて提出のこと。

4. 選考について

長南町給食所調理業務委託の選考にあたっては、「企画提案書審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、長南町給食所調理業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において企画提案書の一次審査及び二次審査を行い、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、優れた企画提案を行った者を選考し、長南町と仕様等の協議のうえ、最終選考にて本業務委託事業者を決定する。

（1）審査方法

委員会は、応募資格に確認審査を参加表明書等により、この要領に記載している参加資格要件を満たしていることを確認する。なお、資格不備の場合は失格とする。

① 一次審査

(ア) 基礎審査

委員会は、企画提案書類等に記載された内容が、作成要領に沿った提案項目に齟齬や矛盾がないことを確認する。項目を満たさないことが確認された場合は失格とする。

(イ) 評価審査

委員会は、企画提案書等に記載された内容について審査基準により採点し、総合評価点で順位付けを行い、一次審査として得点の高い上位3事業者を選定する。ただし、応募事業者が3事業者に満たない場合は、この限りではない。

② 二次審査

(ア) 一次審査において選定された応募事業者を対象に1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

(イ) 参加人数は3人までとする。

(ウ) プrezentation 15分、質疑応答15分とする。

(エ) パソコンを使用しスクリーンに映して発表を行う場合、プロジェクター・スクリーン・延長コードは事務局にて準備するが、万が一の接続不良等に備えプロジェクター持参のこと。

※ 日時 令和8年1月30日（金）予定

※ 時間、場所の詳細については一次審査において選定された事業者に別途通知する。

(オ) 二次審査を行う順番は、一次審査における書類の受付順とする。

(カ) 評価委員（出席委員）は、応募事業者ごとに一次審査と同じ評価項目により総合評価を行う。二次審査として最も優れた事業者を選定する。

(キ) 本業務のプロポーザルの参加事業者が1者であっても本選定を執行するものとする。

5. 企画提案の評価

一次審査及び二次審査について審査基準により各企画提案の評価を行う。

6. その他

- (1) 企画提案書の作成・提出、審査の参加等の一切の経費は、企画提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（様式13号）を作成し、企画提案書提出期限内に事務局あてに提出すること。
- (3) 企画提案書に記載した担当予定者を変更する場合には、事前に事務局に届け出るものとする。
- (4) 提出書類の著作権等の取り扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。ただし、事業者選定の結果の公表において長南町がこの事業に関し必要と認める用途については、参加者の利益を損なわない限りにおいて提案書の全部又は一部を無

償で使用できるものとする。

- (5) 参加者は、1つの提案しか行うことはできない。
- (6) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし長南町が認めた場合はこの限りではない。
- (7) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (8) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。
 - ① 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
 - ② 「参加表明書」に記載された者以外の者が行った応募
 - ③ 参加者の記名及び押印を欠く参加又は参加事項を明示しない応募
 - ④ 参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った応募
 - ⑤ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - ⑥ 内容が違う2種類以上の書類提出がなされた応募
 - ⑦ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- (9) 現場説明会に参加したにもかかわらず辞退する場合、参加表明書提出期日の前日までに辞退届（様式13号）をメールまたはFAXで事務局あてに提出すること。

リスク分担方針

契約締結後の町と受注者の主なリスク分担方針は、以下のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものです。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		町	受注者
事業の中止・延期	町の指示によるもの	<input type="radio"/>	
	事業者の事業放棄、破綻		<input type="radio"/>
不可抗力	大規模な災害や暴動等による履行不能	<input type="radio"/>	
許認可等	事業実施に必要な許認可取得等の遅延等		<input type="radio"/>
計画変更	事業内容の変更	<input type="radio"/>	
運営費上昇	計画変更以外の要因による運営費用の増大		<input type="radio"/>
施設損傷	事業者の責に帰すべき事由による場合		<input type="radio"/>
	上記以外	<input type="radio"/>	
需要変動	実施条件を超える需要変動	<input type="radio"/>	
	上記以外		<input type="radio"/>
調理事故・異物混入等	事業者の責に帰すべき事由による場合		<input type="radio"/>